

前回は産業廃棄物の種類についてお伝えしましたが、今回は許可の要件をご報告したいと思います。産業廃棄物収集運搬業の許可を取得するには、以下4つの要件を満たす必要があります。

1. 廃棄物が何か？

取扱う品目の産業廃棄物を明記しないと、その廃棄物を収集できないので、はっきり明確にする必要があります。前回の産業廃棄物種類一覧表にてご確認の上、取扱う廃棄物を具体的にお知らせ下さい。

2. 人的要件

①欠格要件に該当しないこと(役員、相談役及び顧問、使用人、株主全て)

- 1、成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ない者
- 2、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3、次に掲げる法令等に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・廃棄物処理法　　・浄化槽法
 - ・大気汚染防止　　・騒音規制法
 - ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
 - ・水質汚濁防止法　　・悪臭防止法
 - ・振動規制法　・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ポリ塩化ビニフェル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法次に掲げる法律に違反した者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）次に掲げる罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・刑法第204条（傷害）・刑法第206条（現場助勢）
 - ・刑法第208条（暴行）　・刑法第208条の2（凶器準備集合及び結集）
 - ・刑法第222条（脅迫）　・刑法第247条（背任）
 - ・暴力行為等処罰に関する法律
- 4、次に掲げる許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 - ・一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し
 - ・（特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し
 - ・浄化槽法第41条第2項による許可の取消し
- 5、法人で暴力団員などがその事業活動を支配するもの
- 6、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 7、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

②財団法人日本産業廃棄物処理振興センター講習会の受講していること

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」と表記）で規定されている「産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」を証する書類として、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に係る講習会」のうち業の種類及び許可の区分に応じた講習会（次表参照）の修了証の写しを、申請書に添付してもらいます。なお、この修了証が必要な者は、申請者が法人の場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は政令使用人（県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者に限る。）、申請者が個人の場合には、申請者又は政令使用人（県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者に限る。）に限られますのでご注意ください。

通常、修了証は受講後約3週間で本人に届きます。更新の場合のみ講習の修了証を急ぐ場合には合格証明書を発行してもらうことで申請することができます。新規は不可です。講習を修了した役員が退職した場合には、速やかにその他の方が受講し補充することが必要です。

講習会の種類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物		
	新規	更新	変更※	新規	更新	変更※
産業廃棄物の収集・運搬課程 (新規講習会)	○	○	○			
特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 (新規講習会)	○	○	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 収集・運搬課程 (更新講習会)	*	○	○	*	○	○

※ 変更許可の場合は、現在の許可を受けた際の講習会修了者が現在も引き続き在職していれば、有効期限を過ぎた修了証であっても、その者の修了証写しを添付することができます。

* 他の自治体で既に許可を受けている場合で、本県に同内容の新規許可申請をする場合は、更新講習会修了証の写しの添付をもって新規講習会修了証の写しに代えることができます。

【講習会修了証の有効期限】

〔新規講習会〕 修了証の発行日（講習を修了した日）から5年以内

〔更新講習会〕 修了証の発行日（講習を修了した日）から2年以内

3. 資材要件

①車両の要件

- ・車種の特定（ダンプ車、平ボディー車（キャブオーバ）、脱着装置付コンテナ専用者等）
- ・車両の使用権限（使用者が申請者と一致していること、又は使用者欄が空欄で所有者と申請者が一致していること。リース車両は不可）
- ・ディーゼル車規制(排出基準に満たない車両は東京、埼玉、千葉、神奈川で走行できず、買替え又は粒子状物質減少装置（DPF）の装着が必要。
- ・土砂等禁止車
⇒車検証の備考欄で、土砂等禁止車と記載がある場合には、汚でい・ガラス陶磁器くず・がれき類は運搬できません。

②運搬の方法

廃棄物の運搬は、飛散・流出しない方法で行なう必要があります。車両だけの運搬では廃棄物が飛散・流出する可能性がある場合は、容器を用いてください。

産業廃棄物の種類	飛散・流出防止の対策例
汚泥	車両:水密仕様ダンプ、密閉コンテナ車 容器:ドラム缶(オープンドラム)
廃油	車両:タンク車 容器:ドラム缶(クローズドラム)
廃酸・廃アルカリ	車両:タンク車(耐腐食性のもの) 容器:ケミカルドラム(クローズドラム)、プラスチック容器
燃え殻、ばいじん、銧さい	車両:密閉コンテナ車 容器:ドラム缶(オープンドラム、フレコンバック)
動植物性残さ、動物の死体、動物の糞尿	容器:ドラム缶(オープンドラム)
その他の産業廃棄物 汚泥(脱水後のものに限る)	車両:ダンプ、コンテナ車等に直積みしてシート掛け 容器:フレコンバック
石綿含有産業廃棄物を含む場合	飛散防止の対策例
石綿含有産業廃棄物	車両:ダンプの荷台に仕切りを設け、他の物と区別して梱包する。破碎、変形しないよう整然と積重ねる

③運搬容器

容器の特定(鉄製のオープン式ドラム缶、プラスチック製のオープン式ドラム缶、プラスチック容器、コンテナなど)

- * 普通缶(クローズ)、普通缶(オープン)、内装缶(オープン)、複合缶(ケミ缶)、プラスチックドラム等

4. 経理的基礎

産業廃棄物の収集又は運搬を的確に継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

東京都の場合

⇒東京都では、直近の決算期において納税すべき税額が「無」又は「0円」の場合に「経営状況の推移」という表を提出しなければいけません。

また、以下の3つに該当する方は、窓口で相談することになります。

1. 金銭債務の支払い不能に陥った者
2. 業務の継続に支障を来すことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者
3. 債務超過に陥っている法人等及び民事再生法による再生手続又は会社更生法による更生手続き等の手続きが開始された法人等

上記3つのうちいずれかに該当すると、「経理的基礎を有することの説明」という書類(都庁の窓口で配布している。)を記載して添付しなければなりません。この書類を記載できる者は、中小企業診断士・公

認会計士・税理士（東京都の場合）で、記載した者の経営状況を分析できる能力があることを証明する書類（登録証の写し等）を添付します。

横浜市の場合

⇒横浜市では、設立後間がなく決算書がない時、また直近の決算が赤字の時は、今後3年間の収支見込みを収支計画書に記載してください。また、直近の経常利益が黒字の場合でも納付すべき税額が「0」の時には、収支計画書に無税理由を記入することになってます。

川崎市の場合

⇒川崎市では、直前3年分のうち1期でも納税額が「無」及び「0」の場合、又は法人設立後3年を経過しないため3年分の納税証明書を提出できない場合等は、今後3年分の収支計画書の添付が必要となります。

横須賀市の場合

⇒横須賀市では、直近の決算が赤字の場合には、今後5年間の収支計画書を作成し提出してください。また、直近の経常利益が黒字でも納付税額が「0」の場合も同様に収支計画書の添付が必要となります。

相模原市の場合

⇒相模原市では、次の場合に収支計画書の提出が必要です。
直近の決算期において、繰越損失がある。（直近決算により繰越損失を解消している場合は提出不要です）
直近の法人税が無税

千葉県の場合

⇒千葉県では、直近の決算書において繰越欠損金がある場合又は繰越剰余金がマイナスの場合に「収支計画書」の添付が必要となります。

千葉市の場合

⇒千葉市では、法人の場合で、直近の事業年度において株主資本合計の当期末残高に繰越欠損金がある場合に「収支計画書」の添付が必要となります。

船橋市の場合

⇒船橋市では、直近の事業年度末において株主資本合計の当期末残高に欠損がある場合に「収支計画書」の添付が必要となります。

柏市の場合

⇒柏市では、直近の事業年度末に繰越損失がある場合又は繰越利益剰余金がマイナスの場合に「収支計画書」の添付が必要となります。

埼玉県・

さいたま市・

川越市の場合

⇒埼玉県・さいたま市・川越市では、以下の表の基準を設けています。

貸借対照表	損益計算書		申請書に追加して添付する書類
	直前期の 自己資本	直前期の 経常利益	
+	+	+	なし
+	-	+	
+	+	-	
+	-	-	
-	+	+	今後5年間の収支計画
-	+	-	
-	-	+	
-	-	-	今後5年間の収支計画 中小企業診断士又は公認会計士の財務診断書

栃木県の場合

⇒直近の事業年度が債務超過となっており、営業利益、経常利益又は当期利益うち2つ以上がマイナスの場合、中小企業診断士など専門的知識を有する者の診断書類及び当該診断書に基づく改善策等直近の事業年度が債務超過となっている場合若しくは営業利益、経常利益又は当期利益のうちいずれかがマイナスの場合、その理由と改善策を記載した「今後5年間の収支計画」

審査期間は標準で申請書受理後 **60** 日です。その他にも細かい要件等ございますので、お気軽にご相談ください。